

に、歳入歳出にわたつて必要な条件をつけ、または変更を加えた上で承認するといふことにいたしておりますが、これは私どもの考え方といたしましては、歳入の關係で交付税だとか、地方債を財源にする場合が相当ございまして、その場合にわれわれが考えております以上の過大の歳入を見積りするやうな場合がございまして、そういう場合には一々差し戻さないで、もう一ぺん議決を経て持つてくるやうなことをしないで、われわれとしては条件をつけたら、さらに計画を変更していろいろ時間的な問題を片づけていきたいといふやうに考えたのであります。しかしこれはなかなか誤解を生む規定でありまして、衆議院ではいろいろ議論がございまして、

す。「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ。これは年々の予算との關係をここに規定したのであります。それから次の第四條は財政再建計画の公表の規定であります。これは私どもの方で模範例を作りまして住民にわかりやすく公表するやうにいたしたいと考えております。

をしなければならぬといふことにいたしております。これは長とそれから各委員会との間の調整の規定でございます。従つて各委員会その他の執行機関は、あらかじめ原則的な問題につきましては協議をして実行に移つてもらいたいといふ趣旨でございます。

はりそれができる、従つて相互の事務に従事したり、業務をさせることができる、こういう規定であります。それから次の十一條は、長と議會との調整の關係であります。長と議會との一体性を確保するといふ建前から、この再建計画をめぐつてのいろいろの問題につきましての規定をここに掲げたわけであります。

います。これは先ほど申しましたように、繰り上げ流用した額と、それから事業繰り越ししたもの、支振繰り延べをしたもの、事業繰り越しをしたものは全部赤字とは申せませんので、これは政令でもつて事業繰り越しをしたものの中から赤字になる部分を政令でもつて書きたいと考えております。それから第三号は退職金の起債であります。

第五條は財政再建計画の承認の通知であります。これは第一項は承認した場合に各省に自治庁は通知する、こういうことであります。

それから第二項は自治庁に関する計画につきましては府県知事に通知するといふことであります。

それから第二項は府県教育委員会は市町村教育委員を聞いて府県の教育委員会は市町村ごとの職員の数その他を定めるといふことにいたしてあります。

それは、長が作り出した再建計画、それから再建団体の申し出、それから再建計画の内容の決議、またそれから変更の決議を否決した場合、それから再建計画の達成ができなくなるやうな規定をしたやうなときは再建に付す、長の方から再建に付すことができるという規定でございます。

第三項は、現在の再建債二百億でございますが、二百億のうち五十億が公募債でございます。その公募債を三十九年度以降におきまして政府資金に振りかえるという規定であります。従つて来年度になりまると、今の二百億は全部政府資金になるわけであります。

それから第二項は計画の中に公共事業の關係のものがあつて、つまり國との関連の事業がございまして、場合に、明らかにその事業が國の関連する事業をぶつた切つた場合には、やはりその部分につきましては關係の各省に協議をしなければならぬという規定を設けてあります。これは國の行政と地方の再建計画との調和をはかりたいと考えてこの規定を設けたわけであります。その次は財政再建計画につきまして変更を加える場合にも、やはり同じやうに關係各省に協議するといふ建前にしてあります。

それから第七條は國の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知。直轄事業がありまする団体におきましては、この經費の總額及び負担額を各省から自治庁の方に通知をしてもらわなければならぬという規定でございます。これは直轄事業が財政再建計画におきましては必ずしも再建計画を立てました場合にうまくいくかどうかかわかりませんので、あらかじめわれわれの方で知つておく必要がございまして、通知をしてもらふといふことであります。

それは、長が作り出した再建計画、それから再建団体の申し出、それから再建計画の内容の決議、またそれから変更の決議を否決した場合、それから再建計画の達成ができなくなるやうな規定をしたやうなときは再建に付す、長の方から再建に付すことができるという規定でございます。

それは、長が作り出した再建計画、それから再建団体の申し出、それから再建計画の内容の決議、またそれから変更の決議を否決した場合、それから再建計画の達成ができなくなるやうな規定をしたやうなときは再建に付す、長の方から再建に付すことができるという規定でございます。

それから十四條は財政再建債の許可であります。これは現在地方自治法の規定がございまして、これらの規定にかかわらず自治庁長官の許可を受けなければならぬといふことにいたしてあります。その場合にあらかじめ大蔵大臣に協議する。現在と大体同じやうな方式でやりたいと考えております。

それからその次の四項は緊急やむを得ない理由、これは大規模の騒擾事件等、また災害等がございまして場合に計画の変更をすることがあり得るといふ規定であります。

それから第五項は再建計画と予算との關係を明らかにしたものであります。

それから第二項は各種の委員会、行政委員会におきましては行政委員会側から現在の規定では申し出をすればこの長の、部課との間の何といひますが、併任をしたり、事務に従事したりすることができるとありますが、長の方から、それができないやうな今規定になつております。で、長の方から

それは、長が作り出した再建計画、それから再建団体の申し出、それから再建計画の内容の決議、またそれから変更の決議を否決した場合、それから再建計画の達成ができなくなるやうな規定をしたやうなときは再建に付す、長の方から再建に付すことができるという規定でございます。

それから十五條は財政再建債の利子補給の規定であります。利子補給は政府資金をこすものについて、つまり公募債のものにつきまして大体八分五厘と六分五厘の差額二分を補給するといふ規定でございます。

それから十六條の規定は、財政再建

それから十六條の規定は、財政再建

それから十六條の規定は、財政再建

それから十六條の規定は、財政再建

それから十六條の規定は、財政再建

十九條は報告及び公表に関する規定でございます。

二十條は監査を必ずやるという規定でございます。

それから二十一條は監督の規定であります。再建団体が再建計画に適合しないような予算を作ったりする場合に予算の執行の停止を命ずる。またその他財政運営に必要な措置を講ずることを命ずる規定が第一項であります。これもいろいろ議論のある規定でございます。

それから次の二十三条は、昭和三十年度以降の赤字団体の地方債の制限であります。昭和三十二年以降においては、昭和三十年度以降の赤字団体で政令で定めるものは自主的な再建計画を立てる場合でなければ、原則として地方債の許可とか……公共事業等の地方債以外は地方債をもって経費の財源とすることができない、つまり地方債を起すことができないという規定でございます。しかし政令でもって定める

の施設を国に移管しようとする場合、たとえ県立の大学を国立の大学に移管するような場合、その間にいろいろ協議が行われて従来ありますので、そういう場合には、やはり承認を得たものについてはこれは差しつかえない、こういうふうにいたしております。

それから二十五条は自治庁長官の権限の委任であります。権限の市町村に関するものはこれは府県知事に委任することができるという規定でございます。

本案は衆議院において修正の上送付されております。この際その修正点について衆議院側から説明を聴取いたしましたと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松岡平市君) さようにいたします。

衆議院議員の鈴木直人君が出席して説明していただくことになっております。鈴木君に説明をお願いいたします。

○衆議院議員(鈴木直人君) 衆議院において修正をいたしました内容の説明、

要ありと認め、所要の修正を行なった次第であります。

次に修正の内容について、その大要を御説明いたします。

第一は、財政再建計画の樹立に関する事項であります。

政府原案におきましては、赤字団体の財政再建計画を自治庁長官が承認する場合に、自治庁長官が一方的に変更を加えることができるものとし、また赤字団体で財政再建の申し出を行わないうものに対しては、自治庁長官が再建を

ておりますが、かくては、本来地方団体の自由意思に基いて策定せらるべき財政再建計画が、不当に強固の意思によって左右せられることとなりまして、適当ではありませんでした。これらの事項は削除することにいたしました。また、赤字団体の長が財政再建計画を樹立する場合においては、あらかじめ行政委員会等の意見を聞くこととしたし、行政委員会等が知らぬうちに長のみの意思によって再建計画が定められることのないようにいたしました。

第四は、財政再建債に対する利子補給に関する事項であります。政府原案においては、財政再建債のうち利率が年六分五厘をこえるものについて、二分を限度として国が利子補給を行うこととしたしておりますが、今日の地方財政の赤字原因の中には、国の責めに帰すべきものが相当あるにもかかわらず、この程度の援助のみしか行わないことは、あまりにも与えるところが僅少でありますので、年三分五厘をこえる部分については、年五分を限度として政令に定める基準により利子補給を行うことができることといたしました。かくのごとき修正は、過去において、財政運営を、堅実に実施してきた地方公共団体と放漫に実施してきたものの間に均衡を欠く結果になるおそれもないといえませんが、累積せる赤字処理の目的を達成することが、緊急の義務であり、またその間の不均衡は正は政令の定める基準によって、解決をはからんとした次第であります。

第五は、財政再建債に対する自治庁長官の監督に関する事項であります。政府原案によれば、財政再建債について国がある程度の監督権を持つことになっておるのでありますが、政府原案の規定は、現行の地方自治制度に照らし厳に過ぎると考えますので、「監督」という字句及び「命ずる」という字句の修正を行うとともに、財政再建債が国の求めにに応じない場合に地方債を許可しないという強い規定を削除いたしました。

第六は、赤字団体に對する地方債の制限に関する事項であります。地方財政に對する現在のような国の財源措置のもとにおいて、三十年代以降の赤字団体に對し、昭和三十一年から地方債を許可しないという政府原案の規定は、地方公共団体に對し片手落ちの措置であり、あまりにも酷であります。従つてこの規定の実施は、地方財政の基礎が確立した年度から適用することとしたのであります。

第七は、二十七年以前年度の国の直轄工事の地方分損金の未納分に関する事項であります。政府が本法実施の裏づけとして準備しております資金は二百億円でありますが、この程度の資金では地方財政再建計画の完遂がきつめて困難であると考えられますので、これを補うために昭和二十七年以前年の分損金で未納分については交付公債による納付を認めることといたしました。なお、再建資金の二百億は、不十分であると思ひますが、この法律の実施は、年度末に近くなることでもあり、實際にこの法律を実施した上において不足が生じた場合に、追加措置をとることとしたし二百億にとどめておいた次第であります。

政府原案におきましては、財政再建計画の実行を保障するため、長と行政委員会との関係について、各種の特例規定を設けておりますが、その間の調整措置につきあまりに長の権限が強きに過ぎるきりがありますので、所要の緩和措置を講じた次第であります。

第三は、長と議会との関係であります。政府原案におきましては、財政再建に関する特定の重要案件、第十一条の第一項各号に規定してあるものでありますが、この特定の重要案件については、長と議会との意思が対立する場合は、長がこれを再議に付し、なお議会側が反対の議決をいたしました場合には、長は当該議決を不信任の議決とみなすことができることにいたしました。

以上が本修正の内容の概要であります。何とぞ各位の御賛同を得ますようお願い申し上げます。

○委員長(松岡平市君) 引き続きいたしたる政府の説明並びに衆議院の修正説明につきまして御質疑のある方は御質疑をさせていただきます。

政府からは自治庁長官並びに鈴木自治庁次長、後藤財政部長、ほかに説明員として栗田自治庁財政課長が出席しております。衆議院からは衆議院議員の鈴木直人君と、ほかに地方行政委員

会の専門員円地与四松君も出席しております。

○伊能芳雄君 自治庁当局にお伺いしたいのですが、この衆議院修正によりまして、自治庁長官の勧告が二条の場合並びに十八条の場合、自治庁長官の勧告ということが削られたんですが、實際は自治法による地方財政に関する一般的な勧告の規定がありますので、この規定をとつても大した實際上の問題としては非常に地方が自主的にやれるということにならないのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(後藤博君) 私どもの原案の建前は、自治庁の設置趣旨から申しまして、赤字団体に放置いたしましたれば、そのままにしておきますればいろいろな将来支障がでますので、やはり自治庁の設置の建前からいたしまして一応の注意を要するという意味の勧告を考えたのであります。しかしこれはまあ法律上はつきりやるか、事實上やるかという問題もございしますし、法律の建前としてはなくならずしても、實際問題としてはいろいろ指導する場合にやはり再建団体のこれは自主的な再建計画を立てていくべきではないかという指導は依然としてやらなければならぬと考えておりますが、やはり法律的な勧告ということになりますと、やはり慎重を期さなければなりませんので、これがなくなりましたことによつて、やはり私は、自治団体の側からすれば、注意勧告の働きがなくなりますので、自治団体の自主的な立場から申しますれば、やはりおっしゃるようなことになるのじゃないかというように考えております。

○伊能芳雄君 非常にひどい赤字団体のこの手続をしないという団体があつた場合に、法律による勧告権がないからというのではうっておきますか、それとも自治法による勧告を行うことがありますか、どうですか。

○政府委員(後藤博君) この規定が法律からなくなりましたが、自治法上やはり一種の助言監督の規定がございしますので、そちらの方でやる場合も私も考えておりますから、別に差しつかへはないと思ひます。

○伊能芳雄君 第十条の2のこの修正ですね。職員を事務に従事させ、または兼務させ得るということ修正してありますが、原案によれば、これははっきり長がやらせるようになっておりますが、今度の修正によりますと、団体がやらせるということになっております。これは鈴木議員にお伺いしたいのですが、たがが一体これをきめるのですか。修正の考え方は、財政再建団体がきめると言うのですが、団体がきめると言うのは手続としてはどういうふうな手続をとるのですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) 政府原案によりますと、団体の長が自治法の第八十条の三の規定にかかわらず兼務させることができるということは、権能を与えた規定であります。百八十条の三というのは、御承知の通り長が議会の事務局から申し出があつた場合にやることのできる、お互いにお互いの関係において申し出があつた場合にはやることのできるというか可能であるというふうのが第八十条の三の規定と解釈しておるのですが、この規定は可能である、できるということではなくてやる権能を持つと、こういうふうな権能を与えた規定かと思ひるのであります。

す。従いまして、長は相手方が全然その意思がなくても、一方的に長が義務をさせることができるという規定で、非常に強過ぎると思つたのであります。それでこの字句をとりました後の文章から見ますと、財政再建団体はお互いの職員と義務をさせることができるというの、する権限でなくして、可能である、財政再建団体は事務局、委員会等の職員とお互いに義務をさせることが、法制的に可能である、こういうふうな「できる」というのをわれわれは解釈したのであります。従つて、しからば可能な法制的範囲内においてどうしてやるかという場合においては、ここに規定はないのであります。が、原則として第八十条の三のような趣旨にのつて、団体の中において、行政委員会から申し出があつた場合には、最もよろうと思えばやれるし、また長から行政委員会、議会等に申し出があつた場合には、お互いの話し合いによつてお互いに義務をさせることが法制的に可能であるという可能性をここに規定したという考え方で、この削除をいたした次第であります。

○伊能芳雄君 つまり、これをやりたかと思つた方の、たとえば団体の長がやりたいというときには、相手方の議長なりあるいは委員会の責任者に相談をしてやらせる、相談してこういう命令をする、こういう意味ですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) そういうような運営を期待してこの規定をとつたわけでありませう。

○伊能芳雄君 次に、十一條の再議に付してなお否決された場合には不信任とみなすという規定、これの削除によつて、結局二回目に再議に付して否決

された場合には、その団体は長と議会の意思が一致しないから、再建計画を進めるということがそれで頓挫する、こういうことになると思ひます。が、そういう場合の救済方法は別にないで、もうそういう場合にはほうつておくと、こういうことになるわけですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) ただいま御質問の点は、非常にごもっともな点であります。従いまして、この点については相当検討いたしましたして、地方自治法の十一條の第一項各号の規定というところをこれを入れようかというふうにも考えたのであります。が、いろいろ検討の結果、全面的にこれを削除することに結論が到達いたしましたのであります。その結果をいたしまして、議事と長とが衝突いたしました場合に、いはば、長が議会の意思にもかかわらず不信任の議決をなして、そうして自治法の議会に対する解散権、あるいは解散するかの解散するかどうかというところまで持つていく規定をとれば、両方が衝突した場合にどうにもならぬという結論になるのであります。ただ現実の場合においては、この財政再建をするというやうな大きな仕事は、長と議会とが一致して初めて可能なるものであつて、長が議会の不信任をみなすやうなことで、これは実行できるものではない、こういうことから議会の長を議をわれわれは信頼いたしました。この規定を削除した次第なのであります。ただ法制的には、この条文を削除したためにお互いが衝突してどうにもならないという場合においては、事実上財政再建はできないということになるわけでありませう。

○伊能芳雄君 自治庁長官に伺います。が、今のやうな場合、長と議会とが再建計画や何かでその案に衝突しておつて、実際は非常に再建しなければならぬやうな団体でありながらできなくなつたというときに何か救済方法をお考えですか、黙つてやむを得ないと思つて見えますか。

○國務大臣(太田正孝君) 次長から一つ……。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの点は、伊能委員の仰せになり御心配なさることもごもっともだと思ひますが、衆議院の御修正の趣旨は、ただいま鈴木議員からお話のごとく、事柄が非常に重大であるから、長と議会とがやはり意思が合致したところでなければこれだけの大きな問題は解決できないであらう、こういう見通しでこの不信任の決議の点を削られたわけでございます。私もどなたもいたしましては、やはりこのやうな形のもの、たとえば災害関係の経費を削りましたとか、あるいは伝染病関係の経費を削りましたとかいうやうな、相当政策的に重要な経費を議会が削り、さらにこれを再議に付してもなお改めないとときには不信任決議とみなすことができるという現在規定がありますものから、まあそういうやうな建前と同じやうに、これは相当政策的に重要な問題であるから、同じやうな取扱ひにしたらよからうというので、一応こういう原案を政府として考えたわけでございます。が、しかし半面たとえば現行法の中におきまして、予算が収入及び支出について執行しがたいとき、収支のバランスが合わないやうな予算の修正を議会がいたしました場合には、これを再

議に付するわけでございますが、その場合になお改めないという際に不信任決議とみなすというやうな規定はないのであります。この場合はもつぱら議会の良識にまかして議会がちゃんとない最終的な措置をせられるであらうと、こういうところに期待をしておるのでありますから、そういうやうな規定もございませう、この場合の趣旨の考え方、衆議院の方の御修正の趣旨から申せば、そういういま一つの類型の方の建前で考えたいと、こういう御趣旨だらうと思つてあります。要するに議会の良識に訴えて一度再議に付して反省をしてもええそれ以上さらに非常に不合理なことを議会の方から執行機関に要求されることはないのであらうという良識に期待をしておられる修正だと思つてございまして、この点は若干見解は尙論あるかと思ひますが、政府といたしましてはこの衆議院の修正で行つてみるのも一つの案であらうという意味でこれは賛成をいたしてきたくてございませう。

○衆議院議員(鈴木直人君) さきほど説明を申し上げた場合に、自治法の十一條というやうな間違つて言つたかも知れませんが、百七十七條の規定でありますから、訂正しておきます。

○伊能芳雄君 それから第十五條の利子補給の問題ですが、六分五厘以上補給するといふのを三分五厘以上に改めた修正をしたわけでございます。鈴木議員の修正のお気持ちを伺いたいのですけれども、まじめな団体は一生懸命起債のワケをもらおう、起債をもらつて六分五厘の利子を払いながら事業をやつてきた、ところが一方の赤字団体はもう起債などはどうでもいい、赤字

などどどん出してもかまわないからやれというのでやつてきた、という場合に、この赤字は大体いろいろなところにしわ寄せされて、地方銀行にあらたり、あるいは信連にあらたり、いろいろなところへしわ寄せされておるのですが、そういうものを三分五厘までみてやる、一方のまじめにやつた地方団体はすでに四千億もある、公債を年償還するのに非常な起債で困つておる、その方はほつておいて、赤字を出した団体だけを三分五厘までみてやるという考え方は、まじめなものが努力してその起債の範囲で自己財源で一生懸命努力して来た団体にはとにかく六分五厘払わしておきながら、悪くいえばある程度ふまじめにやつてしまへ、やつてしまへとやつてきて赤字を出した団体に三分五厘までみてやるという考え方は、幾ら赤字整理団体であつても再建整備団体であるにしてもあまりに正直者がばかを見るやり方ではないか、こうは思ひませんか。

○衆議院議員(鈴木直人君) ただいま伊能委員の御説のやうなことはもつともでありまして、この点についても十分検討を加えた次第なのであります。もちろん多くの地方団体を見ますといふと、堅実に赤字を出さないやうにといふことをやつて参りました地方団体もございませうし、またや放漫な政策を出した団体もあることはたしかと思ひます。その間においてたゞいま御説のやうな正直者がばかを見るやうなやうな結果が出てくるやうなこともないといふわけにはいかないものであります。しかしながら利子を全部国が補給するといふやうなことになるやうな

ば、そういうことも強く考えられるのでありますが、三分五厘までみるという点はこれは中間でございまして、この程度のことをすることによって正直者がばかみをするところは少しは薄らぐのではないかと、そうしてまた三分五厘までやるという国の施策が地方公共団体の自主的な自発的な再建整備の意欲を起すことができるならば、大きく見てこの法律の効果は上るのではないかと、今この赤字を消すということが地方団体のきわめて重要な施策でありますから、これをうまくやつてのけるということがむしろ三分五厘というところにしたために正直者がばかみするところよりもっと政策的に重要なものではないかという政治的感覚からこういうような修正をいたした次第であります。

○伊能芳雄君 この問題はかなりめんどうな問題で、これ以上私も質問は申し上げませんが、次に二十二条の「昭和三十年以降の赤字団体」というのを、まあこれからずっと出て幾つも出ていますが、「歳入欠陥を生じた団体」というふうに修正をされているのですが、これはどういう意味なんですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) これは二十二条の第二項に「昭和三十年以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行った地方公共団体であり、財政再建団体となつてゐるもの以外のものであつて、昭和三十

十年以降の赤字団体」ところ書いてあるわけでありまして。従いまして二十三条における「昭和三十年以降の赤字団体」というのはこの条項をそのまま持つてきてここに規定してあるわけなんです。ところがこの三十年以降の赤字団体というのは、要するに赤字が二十九年度末に出たけれども再建団体にはならなかったというように団体は三十年以降の赤字団体、このようにして略称しておるわけでありまして。しかるべきところの財政再建法あるいは昭和三十年以降の地方財政計画等を見ますと、この法律によつて再建団体に指定されなかった団体であつても赤字が出ることは明らかでございまして、三十年度において地方において百四十億の赤字が出ると称されておりました、そういうような財政計画を立てて三十年度以降からは一切地方団体には赤字が出ないのだというところは言えないと思つて、あります。従いまして政府においては、これはこの法律を作つた政府においては三十年度からは再建団体以外の団体には一切赤字は出ないという考え方からこういう減額措置をとつておると思つてあります。私たちの見解としては、これは現在のような国の財政措置でもって三十年度以降必ず赤字団体が出るのだ、だからこういう地方債の制限等をやることは酷である、こういうことからいたしましてこの修正をいたしました次第であります。すなわち特に、地方を通じて財政再建措置が完全に行われて、そしてこの程度であれば地方財政の基礎が確立したと思つた場合には、昭和三十年度以降も赤字が出た場合にはやむを得ないで、

う、現在のような状態では三十年度からは赤字が出ないとは言えない、こういうことからいたしまして二十三条を修正いたしましたのでありまして、その題目をいたしまして「歳入欠陥を生じた団体」というふうに題目を変えたような次第であります。

○伊能芳雄君 つまり次の二十三条に「地方財政の基礎が確立した年度以降」という言葉を使つておられますが、その確立した年度以降という問題とからんでくるわけですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) ほんとうから申しますと地方財政の基礎が確立した年度以降において歳入欠陥を生じた団体、こういう意味であります。

○伊能芳雄君 つまり今の二十三条の修正とこれはどうしていいわけですか。というふうに考へていいわけですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) そうです。伊能芳雄君、そこで「地方財政の基礎が確立した」とこの確立したという認定ですね、これはどういうふうにしてこの認定をするのですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) その認定の問題であります。たとえば今度昭和三十年度におきまして百八十八億の財源措置が行われたということになつた場合に、それから三十年度においてはその措置によつて地方財政が確立したかどうかという認定がまた問題であります。また三十一年度以降におきましては地方財政について赤字の出ないような根本的な措置をとるというふうな措置が決定しておりますが、またその措置が決定いたしておりますまいやうであります。かりにそういうような措置がとられたという場合においては地方財政の基礎が確立した年度であるとい

うふうにわれわれは見るのであります。しかしながら実質的に三十一年度において措置されたものを見ないと思つて地方財政が確立したかどうかという認定は出てこないというところになるのであります。要するにこの認定はいかなる方法によつてそれが認定するかという問題は非常に困難な問題でございまして、実質上この二十三条といふものはその認定いかんによつて適用されるかされないかという結論が出て参ります。あやふやな結論になるのであります。私たちはおそろしくこの二十三条の適用される年度は相当後になるのではないかと、この見通しを持ってこの修正をいたしておる次第であります。

○伊能芳雄君 私もよく全部理解してない点があるかもしれませんが、この認定を政令にでもまかしてありますか、何にでもまかさないでそのまま書き放しですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) ここに修正の案文の中にあります。ここに「地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度から」と、こういうふうに書いてある次第であります。

○伊能芳雄君 もう一点、ちよつと非常に事務的な問題ですが、前に戻ります。その措置によつて地方財政が確立したかどうかという認定がまた問題であります。また三十一年度以降におきましては地方財政について赤字の出ないような根本的な措置をとるというふうな措置が決定しておりますが、またその措置が決定しておりますまいやうであります。かりにそういうような措置がとられたという場合においては地方財政の基礎が確立した年度であるとい

うふうにわれわれは見るのであります。しかしながら実質的に三十一年度において措置されたものを見ないと思つて地方財政が確立したかどうかという認定は出てこないというところになるのであります。要するにこの認定はいかなる方法によつてそれが認定するかという問題は非常に困難な問題でございまして、実質上この二十三条といふものはその認定いかんによつて適用されるかされないかという結論が出て参ります。あやふやな結論になるのであります。私たちはおそろしくこの二十三条の適用される年度は相当後になるのではないかと、この見通しを持ってこの修正をいたしておる次第であります。

○伊能芳雄君 私もよく全部理解してない点があるかもしれませんが、この認定を政令にでもまかしてありますか、何にでもまかさないでそのまま書き放しですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) ここに修正の案文の中にあります。ここに「地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度から」と、こういうふうに書いてある次第であります。

○伊能芳雄君 もう一点、ちよつと非常に事務的な問題ですが、前に戻ります。その措置によつて地方財政が確立したかどうかという認定がまた問題であります。また三十一年度以降におきましては地方財政について赤字の出ないような根本的な措置をとるというふうな措置が決定しておりますが、またその措置が決定しておりますまいやうであります。かりにそういうような措置がとられたという場合においては地方財政の基礎が確立した年度であるとい

どうですか。二項を加えて、そして五項では二項を除いて三項を準用してありますが、これは二項を準用した方がいいのではないかと、思うのですが、しいて言へば第五項のおしまいの方を第一項後段及び第二項、第三項の規定はとやう方がよいのではないかと、この点はどうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は伊能委員の仰せになりますように再建計画を樹立する際に、作成する際に意見を聞くわけでございますから、五項の場合におきましても聞くというのが一つの案かと思つて、ただ五項で規定せられておられますことは「災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため」云々とございまして、緊急ということとが、従つて自治庁長官の承認すらも、すなわち認められなければならないという前提の規定でありますから、あるいは同じま、府県の団体の中の機関ではあります、緊急のために聞くことができないという御趣旨かと思つて、それができないうちに、そういう御趣旨であれば本来の作成のときでなくて、特別の緊急やむを得ない場合の変更にございまして、また、意見を聞かないで定めても、まあ特別の支障はないのではないかと、この程度に考えられます。

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて、(速記中止)

○委員長(松岡平市君) 速記を起して、

○小幡治和君 今伊能委員からいろいろ御質問を承りまして、大体の見当はまああつたのですが、私として一応心配になる点をもう一点大綱的にお聞きし

たいです。二項を加えて、そして五項では二項を除いて三項を準用してありますが、これは二項を準用した方がいいのではないかと、思うのですが、しいて言へば第五項のおしまいの方を第一項後段及び第二項、第三項の規定はとやう方がよいのではないかと、この点はどうですか。

いうものをとれてもつて御算にしようという考へで出たと思うのですけれども、そうすると今後も再建団体となり再建計画を立てるという場合に、その再建計画が非常に甘かったというような場合に、まあ例を取つて言えば歳入歳出はうまくつじつまを合わしているけれども、歳入の面においてたとえば交付税の過大評価、過大見積り、あるいは起續の過大見積り——まあ、大体赤字になつてゐるというのはそれなんですが、そういうような場合に實際政府として、自治庁としてこれは非常に過大だ、こんなものではとつてもいゝかん、そうするとみすみすそこにまた赤字が出るということがはつきりしている、この計画を見ると。そういう場合に、それに対する監督の規定というものを衆議院は削除された。そうするとみすみすまた赤字が出るということがはつきりしておりながら、それに対して政府としては何ら措置ができないと

○國務大臣(太田正孝君) 今の御心配私もごもっともと存じ上げます。二十一条のところでは訂正されたのも「命ずることができる。」と、こうあるのを「求めることができる。」と、非常にやわらかに言っておりますが、実質的には同じことになるのじゃないか。自治の本義というものを考えまして、衆議院が心配されてやつたことと思ひますが、実質上においては乱暴な、官僚的なやり方をせずやつていこう、こういう意味におとより願つたらどうかと思ひます。

○衆議院議員(鈴木直人君) ただいまの御質問を分析いたしますと二つあるんですが、一つは、財政再建計画を立てる場合に、明らかに赤字が將來出ると思われるような再建計画が立てられるかもしれない。そういうような場合に、自治庁長官が変更することができないというようなことでは、その財政再建計画そのものがずさんなもの

しても、その国会側の意向を十分し
しやくするだけのやはり政治的感覚を
持っていると思うのであります。そう
いう意味で、まず財政再建計画を立てる
場合に、あらかじめ何回も自治庁の方
面と打ち合わせて、そうして自治庁側
も、あるいは大蔵省側もこれでよから
う、自治体もこれでやっていけるとい
う腹を議会も立てた後にそれを成
案として、そうして許可の申請を出す
というような運行情況が将来そ
れを実施していく上においてもいいの
ではないか、こういうことを考えたの
でありまして、ただいたずらに法律で
もって自治庁長官の監督権を振り回
し、あるいは一方的に変更するとい
う法律を作ったからといってこの大
きなな財政再建はできるものではない
というふうな見解から、その一方的な
法律を削除して、行政上の運営にそ
の自治体の良識を期待してやるとい
うようにした次第であります。

第二のそれを実際にやっていく場
合の第二十一条の規定であります
が、これも監督という規定は削除いた
しました。これは国家が自治体を監
督し、一方的に自治体の自主性を信
頼しないので、これは法的にやるとい
う建前よりは、これはやむを得ない
ことである、しかも国と自治体は対
等の意思関係であるという考え方か
ら、命じて一方的にこれをやるという
法的なもの、これは現在の制度の上
においては、とるべきものではない
ということから、これは求めるとい
うことであれば、財政再建を借すの
が国でありまして、やはり借す方が
強い。だから行政的には対等であ
っても、現実においては国

めにかえって今まで赤字を出さなかったが、これから赤字を出すというような事態に入ってきている。そうすると今まで赤字を出したものに對しては三分五厘でもって救つてやつて、これまで六分五厘で起債を政府の承認を得てまじめにやつてきたものが、公債償還というもので、自分の県からとる税金のほとんどを公債償還に充てなければならぬという、これから赤字の出るという問題に對して政府は一体どう考えるかという問題、この問題についてはどうせ三十一年度以降の、将来赤字を出さないという地方財政計画というものをもて政府が立てられると思うのですが、そういう意味において私は要するに今までの補助の率というものもそうでありますが、そのほかに起債の率というものが、起債の金利というものが地方団体に対して高過ぎると思うのです。そういう意味でこの起債の利率というものを過去にさかのぼつて全体に減らしていけば、赤字団体もよほどこれで助かつていくとともに、将来黒字団体も要するに不合理が是正されて助かつていくと思うので、ここで利率の問題を特にこういう衆議院の修正のようなことをしないで、むしろ借金の原因になつた起債というものの利率というものを全般的に減らしていくという方針をとり得ないのかどうか、この問題をまずちよつと大臣にお聞きしたいと思います。

○政府委員(後藤博君) 私から……。起債の利子の問題でございますが、これは当然におっしゃいます通り私どもは下げていかなければなりませんし、今の実情からいたしましても本年になりまして利子が下ってまいります。ごく

最近決定したのでありますが、日本銀行が中心になりまして流り出す大府県大都市の起債、適格債とわれわれ申しっておりますが、適格債の利子も今月から下げることになったのであります。本年になりまして最初八分五厘で九十九円五十銭、五年、こういう条件でありました。それが本年の九月からでありますが、五年を七年に延ばしまして、それで一応条件を緩和したわけでありますが、さらに社債その他の利子の引き下げに呼応しまして、地方債につきましてもやはり発行者利回り、それから応募者利回りとも変つたのであります。八分五厘を八分にするということに大体今月からなつたのであります。従つて都道府県の公債は、それであり銀行協会と話をしまして同じように下げていくつもりであります。従つて従来よりも条件はよくなつたわけであります。これを過去のものに適用いたしますと借りますと借りの問題が起つて参ります。これはやはり適当な機会に公債償につきましては借りかえの問題として考えていきたい。そうしますと利子は下つて参ります。これは政府資金の方は六分五厘を五厘くらい下げてもらいたいという要望はいたしておりますが、これはコストの問題にからんで参ります。従つてコストが下らなければ六分五厘を五厘下げるわけには参りませんが、これも一般の市中金融の利子が下つて参りますと、どうしても下げざるを得ない、こういうことになると思います。従つてどうしても借りかえの問題がやはり出てくると私は考えております、来年度私はそういう問題がすでに出てくるのではないか、かように考えておりますので、借りかえの

問題として一応過去のものは考えて
いったらどうか、かように思います。
大体そういう趨勢に一般の金融情勢は
なっておると私どもは考えております。
○委員長(松岡平市君)　ちよっと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起して

○衆議院議員（鈴木直人君） ただいまの利子補給については、いわゆる正直

者がばかをみないようにという御心配

がありました。今政府から答弁があり

ましたが、私当初御説明を申し上げま

したように、その点については、最後

に妥結をいたしたのが、政令で定める

基準にやるといふのが初め入っていな

かつたのです。それを政令で定める基

準によって、年に五分を限度としてと

いうようになっておるので、その年五

分というのは最高のものでありまし

て、あとは三分五厘以上取つてもよろ

しいというように、**法制的には**

ゆとりがあるような条文といたして、

これは最後に決定いたしてあるのであ

ります。政令で定める基準により、を

限度としてということになっておるの

であります、しかしながら衆議院と

しましては、なるだけこれは適用され

ないでもらいたい。限度以内じゃなく

て、年五分で大体、もうそれでやって

もらいたいという考え方をもって希望

として政府とところで妥結をしたのである

りますが、政府といたしましては、実

際に再建計画を見まして、これはどう

も地方自治体に非常に無理が多かった

のじゃないかという場合には、利率は

變えても仕方がないというようなお話

しは、了承はいたしておるといふこと

を御承願したいと思います。

○小幡治和君 先ほどの、政府の低利資金の金利というものを下げるという面について、後藤君から大体のお話がありました。大臣としても来年くらいですね、この政府の低利資金、地方団体に出示している低利資金の利率というものを下げるということについて、大臣としてのお考えを、これは実際やっていただけますかどうか、その点をはっきりして……。

○国務大臣(太田正孝君) もちろん低金利政策の一端としてそれを進めていきたい。まあ答申案の方もさように出ておりますので、お言葉のように進めていきたいと思っております。

○小幡治和君 最後に今鈴木委員の方からお話しがあったのですが、政令の定める基準によつて解決をはかるから、不均衡は正はある程度でできるのではないかというのですが、政令に定める基準というものを今自治庁としての程度に考えておるか、その点。

○政府委員(後藤博君) この政令に定める基準というのは非常にむずかしいのであります。今私も考えておる案と申しますのは、再建計画が非常に長くかかる団体と、短かくて済む団体とございます。従つて長くなる、たとえば五年以上かかるような団体だけ五分にしまして、それから三年から五年くらいまでの間のものをさらに落しました。三分五厘くらいの利子補給をするというようにすることに。それから三分五厘とか四分というように落しまして、でまあ三、四年で済むようなものはこれは六分五厘というように、にでもしたらどうか、これは私も試案として持っております。またよく相

談しておりませんが。そういう基準以外に政令でもって団体の赤字の内容にまで入って参りますことは不可能ではないか。ほんとうは実質的に内容に入っていくべきものかとも思いますけれども、そういう基準しかできないののではないか、現在の法律では。そう私もでは考えております。

○小幡治和君　これで終ります。

○委員長(松岡平市君)　それでは暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

十二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法

(臨時地方財政特別交付金)

第一条　地方財政の現況にかんがみ、地方財源を増強することによりその健全化を促進するため、昭和三十年度に限り、各地方団体に對し、臨時地方財政特別交付金を交付する。

2　臨時地方財政特別交付金の総額は、百六十億円とする。

3　臨時地方財政特別交付金は、次の各号の一に定める額又はその合算額により、各地方団体に對して交付する。

一　次条の規定により算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の当該超過額

(以下「財源不足額」という。)
から同条の規定により算定した
当該地方団体の昭和三十年度分
の普通交付税の額を控除した額
(同条第二項ただし書の規定に
該当する場合にあつては、同条
同項ただし書の規定により、地
方交付税法(昭和二十五年法律
第二百一十一号)第十条第二項た
だし書の規定の例により各地方
団体について算定した財源不足
額を調整した額から当該地方団
体の昭和三十年度分の普通交付
税の額を控除した額)

二 地方交付税法第十五条に規定
する特別交付税の額の算定の例
により、総理府令で定めるところ
により算定した特別の財政需
要があること又は財政収入額の
減少があることにより必要とさ
れる額
4 前項に定めるもののほか、臨時
地方財政特別交付金の交付時期そ
の他臨時地方財政特別交付金の交
付に關し必要な事項は、総理府令
で定める。
(普通交付税の額の特例)
第二条 臨時地方財政特別交付金の

交付に伴い、昭和三十年度に限り、
地方交付税法第六条の二及び地方
交付税法の一部を改正する法律
(昭和三十一年法律第二百三十三号)
附則第二項の規定にかかわらず、
地方交付税法第六條第二項の規定
による地方交付税の総額をもつて
普通交付税とする。
2 昭和三十年度に限り、各地方団
体に対して交付すべき普通交付税
の額は、地方交付税法第十条第二
項の規定にかかわらず、同法第十
一条の規定により算定した基準財
政需要額が同法第十四条の規定に

より算定した基準財政収入額をこ
える地方団体の財源不足額で普通
交付税の総額をあん分した額とす
る。ただし、各地方団体の財源不
足額の合算額が前項の普通交付税
の総額に日本専売公社法(昭和二
十三年法律第二百五十五号)附則
第五項の規定により日本専売公社
から交付税及び譲与税配付金特別
会計に納付される金額に相当する
金額及び臨時地方財政特別交付金
の総額に相当する金額を加えた額
の百分の九十二に相当する額をこ
える場合においては、地方交付税

法第十条第二項ただし書の規定の
例により各地方団体について算定
した財源不足額を調整した額であ
らん分した額とする。
3 前項の場合において、各地方団
体の基準財政需要額の算定に用い
る単位費用は、地方交付税法第十
二条第一項及び地方交付税法の一
部を改正する法律附則第四項の規
定にかかわらず、地方団体の種類ご
とに、次の表の経費の種類に掲げ
る経費の測定単位の欄に掲げる
測定単位について、それぞれその単
位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 三二八、〇〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 六九四
	1 道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき 一三七〇六
	2 橋りよう費	河川の延長	メートルにつき 二二〇四
	3 河川費	港湾(漁港を含む)におけるけい船岸の延長	メートルにつき 一、四六〇〇〇
道府県	4 港湾費	港湾(漁港を含む)における防波堤の延長	メートルにつき 二、七〇〇〇〇
	5 その他の土木費	人口	一人につき 一八三九
三 教育費	1 小学校費	児童数	一人につき 一、七七六〇〇
	1 小学校費	学級数	一学級につき 七九、九三二〇〇
	2 中学校費	生徒数	一人につき 一七四、〇一〇〇〇
2 中学校費	学級数	学級数	一学級につき 二、四五〇〇〇
	学級数	学級数	一学級につき 一一〇、二三四〇〇

道府県	3	高等学校費	学校数	一校につき	一七八、一九〇〇〇
	4	その他の教育費	生徒数	一人につき	九、七九七〇〇
					四七八九
	四	厚生労働費			
	1	社会福祉費	人口	一人につき	一八〇〇四
	2	衛生費	人口	一人につき	一〇八五七
	3	労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一〇六三三
			失業者数	一人につき	五、六二九〇〇
	五	産業経済費			
	1	農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	八三八〇〇
			農業者(畜産業者を含む。)の数	一人につき	一、三七六〇〇
	2	林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき	八〇九〇〇
	3	水産行政費	水産業者数	一人につき	四、三九五〇〇
	4	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、〇五〇七七
	六	その他の行政費			
	費				
	1	徴税費	道府県税の税額	千円につき	六四〇〇〇
	2	その他の諸費	人口	一人につき	一八七〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の	人口	一円につき	九五

元利償還金			
一 消防費	人口	一人につき	一六五五二
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	三九八
1 道路費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	八一三四
2 橋りよう費	港湾（漁港を含む）	一メートルにつき	一、四六〇〇〇
3 港湾費	におけるけい船岸の延長	一メートルにつき	二、七〇〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）		
	における防波堤の延長		
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一八三〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	七〇〇
5 その他の土木費	人口	一人につき	一〇四三
	面積	一平方メートルにつき	四四、六一九〇〇
市町村			
三 教育費	児童数	一人につき	七九四〇〇
1 小学校費	学級数	一学級につき	二六、四七七〇〇
	学校数	一校につき	九八、一〇〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	一、〇二三〇〇
	学級数	一学級につき	三三、九九二〇〇
	学校数	一校につき	一三七、七〇〇〇〇
3 高等学校費	生徒数	一人につき	九、七九七〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	八四四五
四 厚生労働費	人口	一人につき	一四三七四
1 社会福祉費	人口	一人につき	九六六五
2 衛生費	失業者数	一人につき	九、一六七〇〇
3 労働費	人口	一人につき	一三五四五
五 産業経済費			
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	九五〇〇
2 戸籍住民登録	本籍人口	一人につき	一四四九

附則

この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定は、昭和三十年度分の地方交付税について適用する。

録費	世帯数	一世帯につき	六〇四四
3 その他の諸費	人口	一人につき	四一八一
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五

昭和三十年十二月十四日印刷

昭和三十年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局